

昭和浄水場更新事業基本設計業務
落札者決定基準

令和 8 年 6 月 1 1 日

奈良県広域水道企業団
大和郡山事務所

目 次

1	落札者決定基準の位置づけ	1
2	事業者選定方法	1
3	評価委員会	1
4	事業者選定等の流れ	2
5	資格審査	3
6	形式審査	3
7	審査及び落札者決定方法	3
8	総合評価	4

1 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が実施する「昭和浄水場更新事業基本設計業務」（以下「本業務」という。）を総合評価一般競争入札により実施する民間事業者の選定にあたり、応募者から提出された入札参加申請書類並びに入札書類を客観的に評価し、落札者を決定するための方法や評価項目、評価点の算出方法等の基準を定めることで、参加資格者が行う提案を、透明性・公平性を確保し評価することを目的としている。

2 事業者選定方法

本業務は、浄水場の更新工事及びその関連工事の基本設計業務を通じて、広範囲かつ高度な能力、業務実績、大和郡山市給水区域での水運用へ高い理解度が求められる。そのため民間事業者の選定に際しては、価格及び提案内容と要求水準との整合性等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

なお、入札手続の透明性・公平性を確保するために、入札書類の審査にあたっては参加者番号を用いて行うものとする。

3 評価委員会

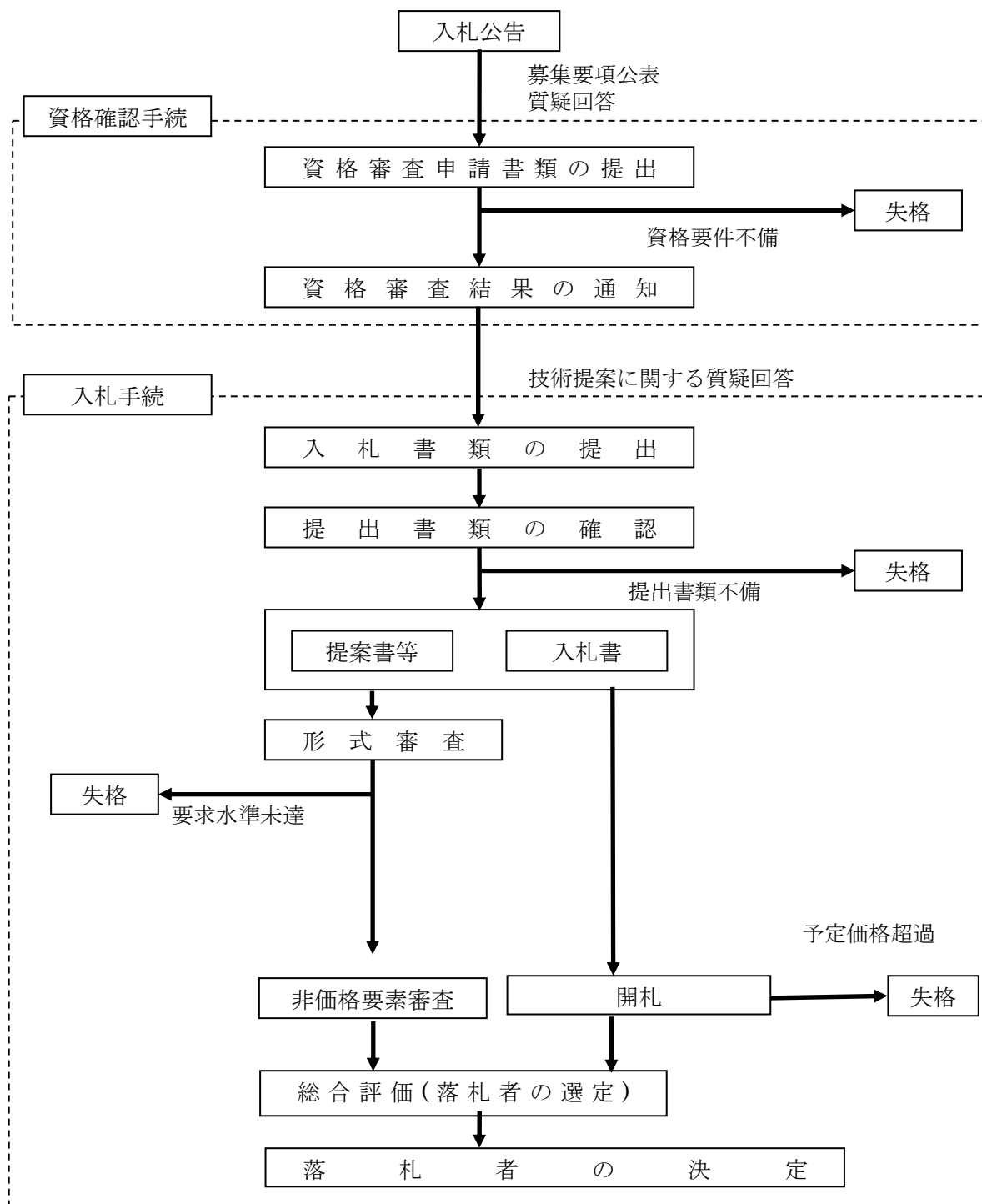
企業団は、落札者の選定に係る入札手続を実施にあたり、「評価委員会」を設置し、評価委員会の審査結果を受けて落札者を決定する。

なお、落札者決定までに、評価委員会の委員に対して接触等の働きかけを行った応募者は失格とする。

4 事業者選定等の流れ

入札公告から落札者決定までの審査の流れを図表－１に示す。

図表－１ 審査の流れ



5 資格審査

入札参加者から提出された資格審査申請書類により、入札説明書に記載する参加資格を満たしていることを確認し、結果を応募者に書面にて通知する。

なお、参加資格を満たしていない場合は失格とする。

6 形式審査

資格審査により参加資格が認められた入札参加者により提出される入札書類について審査を行う。

なお、入札の無効及び失格については入札説明書を参照のこと。

7 審査及び落札者決定方法

(1) 形式審査

提出された入札書類について、評価委員会において以下の内容について形式審査を行う。入札書類の内容が、募集要項等に規定された内容に達している場合は、形式審査を通過したものとし、未達の場合は失格となる。

- ア 書類の整備状況
- イ 各書類間における内容の整合性
- ウ 技術提案書の内容と仕様書に対する満足度

(2) 非価格要素審査

入札参加者を対象に、評価委員会において8（3）の項目から非価格要素審査を行い、価格評価点を算出する。

(4) 落札者の選定方法

- ア 評価委員会において、入札価格及び提案書等の審査結果に基づき、8の総合評価によって得られた評価値の高い者を落札者として選定する。
- イ 評価値の最も高い者が、2者以上あるときは、評価値の技術評価点の高い者を落札者として選定する。
- ウ ある入札参加者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められる場合は、その者以外で評価値の最も高い者を落札者として選定する。

8 総合評価

(1) 評価の基本方針

評価値の算出方法は、お客様と接する事業として、品質を向上するうえで、技術力の水準を確保しつつ価格的要素も含めた事業者選定を行う観点から、加算方式を採用する。また、入札参加者の技術提案を評価し、技術評価点及び価格評価点を付加して、評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 総合評価の方法

入札参加者から提出された提案書等の内容について、技術評価点を 70 点、価格評価点の点数を 30 点として評価する。

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \text{技術評価点} + \text{価格評価点} \\ \text{価格評価点} &= 30 \times (\text{最低価格} / \text{入札価格})\end{aligned}$$

ア 評価値は、小数点以下 2 位止め (3 位を四捨五入) とするが、同位のものがある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。

イ 評価値の計算において、入札価格は千円単位とする。(1,000 円未満の数値は小数点以下で扱う。)

ウ 提案書に関する得点化方法

(ア) 入札参加者について、各審査項目に対して、次に示す 3 段階評価による得点化方法で加算点を算出する。

評価	評価内容例	得点化方法
A評価	創意工夫が高く、非常に優れた提案が記載され、また、大きな効果が期待できる。	配点 × 100%
B評価	優れた提案が記載され、また、効果が期待できる。	配点 × 50%
C評価	一般的な提案であり、効果が期待できない	配点 × 0%

(イ) 技術提案書に関する各審査項目に対して各委員が個別に評価を行った得点の平均値を、技術評価点とする。

(3) 提案書等に対する配点

ア 提案書等に関する評価項目と配点は次のとおりとする。

分類	項目		評価ランク 判断基準		配点（点）
企業能力	企業の技術力	過去10年間（平成28年4月1日以降に完了）の同種業務の実績	A 実績が5件以上ある	別記様式2 1、 2	5
		同種業務 浄水場更新基本設計業務（施設・設備単体の更新を除く）	B 実績が2件以上ある		
			C 実績が1件ある		
	地域精通度	過去10年間（平成28年4月1日以降に完了）の大和郡山市の実績	A 実績が2件以上ある	3	
			B 実績が1件ある		
			C 上記以外		
配置予定管理技術者	技術者資格	保有する資格	A 技術士（総合技術監理部門（上下水道）「上水道及び工業用水道」）を有する	別記様式3 1、 2	3
			B 技術士（上下水道部門「上水道及び工業用水道」）を有する		
			C RCCM（上水道及び工業用水道）を有する		
	業務執行技術力	過去10年間（平成28年4月1日以降に完了）の同種業務の実績 同種業務：浄水場更新基本設計業務（施設、設備単体の更新を除く）	A 実績が3件以上ある	5	
			B 実績が2件ある		
			C 実績が1件ある		
	地域精通度	過去10年間（平成28年4月1日以降に完了）の大和郡山市の実績	A 実績が2件以上ある	3	
			B 実績が1件ある		
			C 上記以外		
配置予定担当技術者	技術者資格	保有する資格	A 技術士（総合技術監理部門（上下水道）「上水道及び工業用水道」）を有する	別記様式4 1、 2	3
			B 技術士（上下水道部門「上水道及び工業用水道」）を有する		
			C RCCM（上水道及び工業用水道）を有する		
	業務執行技術力	過去10年間（平成28年4月1日以降に完了）の同種業務の実績	A 実績が3件以上ある	5	
		同種業務 浄水場更新基本設計業務（施設、設備単体の更新を除く）	B 実績が2件ある		
			C 実績が1件ある		
	地域精通度	過去10年間（平成28年4月1日以降に完了）の大和郡山市の実績	A 実績が2件以上ある	3	
			B 実績が1件ある		
			C 上記以外		
技術評価	実施方針	課題 浄水場施設は土木、建築、機械、電気の各分野にわたる総合システムであり、課題解決、費用対効果等を考慮しつつ、全体が効率的でバランスのとれた施設を計画期間内で着実に整備していく必要がある。	実施方針、業務フロー、実施工程、実施体制について、本業務を遂行するにあたって有効性が高いと見込まれる場合に評価する。	別記様式7	12
			浄水場の施設整備計画において、下記の①から③の着眼点に基づき提案された技術提案の内、業務の目的、内容の理解度が高い場合に評価する。 ①昭和浄水場の課題の理解と対策 ②更新工事中の運転継続 ③更新工事の各工種の連携	別記様式8	9
		課題 施設整備計画に基づき、設計の基本的な事項を押さえつつ、地域特性を考慮しながら設計を行う必要がある。	浄水場の設計条件において 下記の①から③の着眼点に基づき提案された技術提案の内、問題点・解決方法が適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたり有効性が高い場合に評価する。 ①浄水処理フローの選定 ②運転・維持管理も含めたライフサイクルコストの削減方策 ③長寿命化に向けた取組	別記様式9	19
技術評価点					70